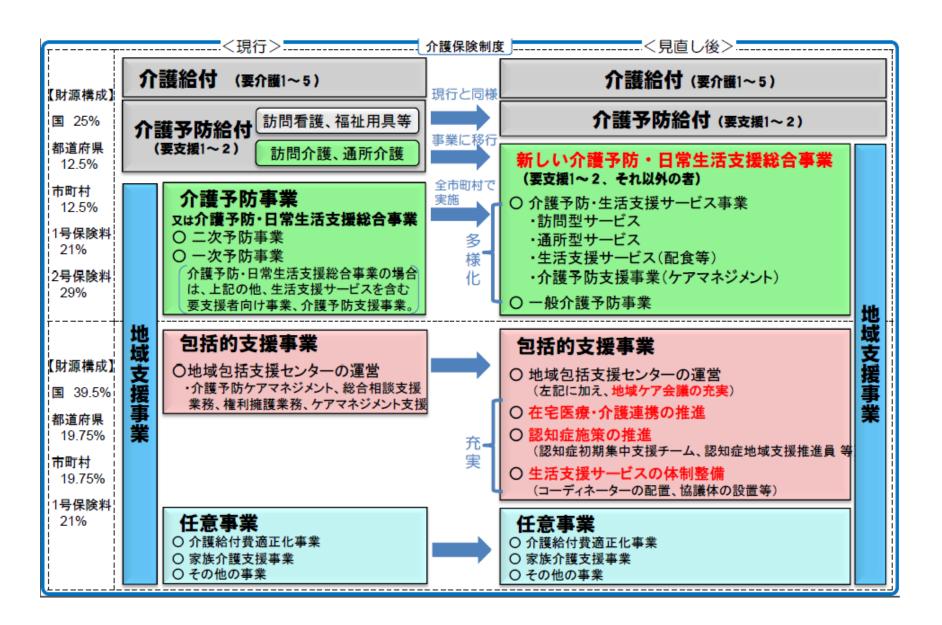
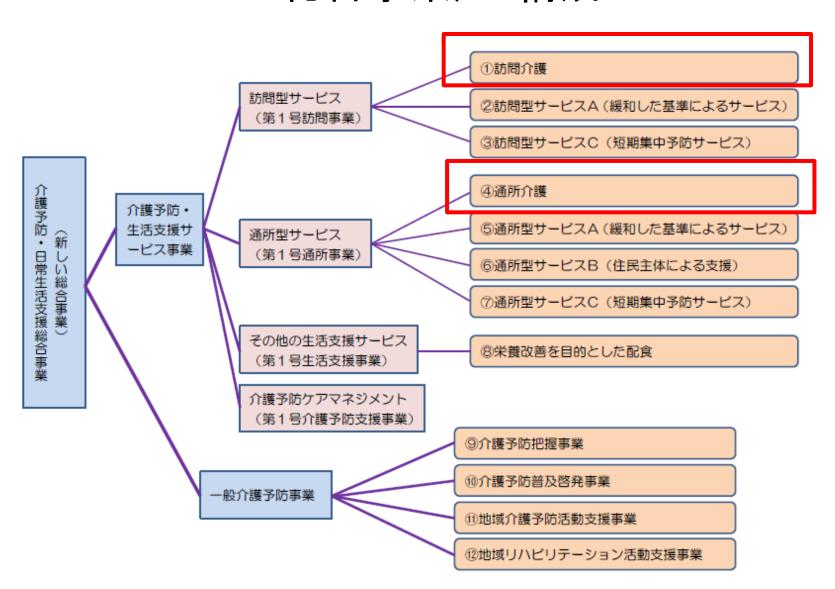
## (資料B) 新総合事業 事業所説明会

H28.8.26(金) 15:30~17:30 西海市 長寿介護課 地域包括支援センター

#### - 介護予防 - 日常生活支援総合事業の構成



## 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



#### 全国一律に提供していた

予防給付から

介護予防訪問介護 介護予防通所介護

市町村が地域の実情に応じた

多様な実施主体

介護予防・日常 生活支援事業へ 介護予防 訪問介護 と 介護予防 通所介護

平成28年10月から 介護予防・日常生活支 援総合事業に移ります

## 新総合事業の対象者

制度改正前の要支援者に相当するもの

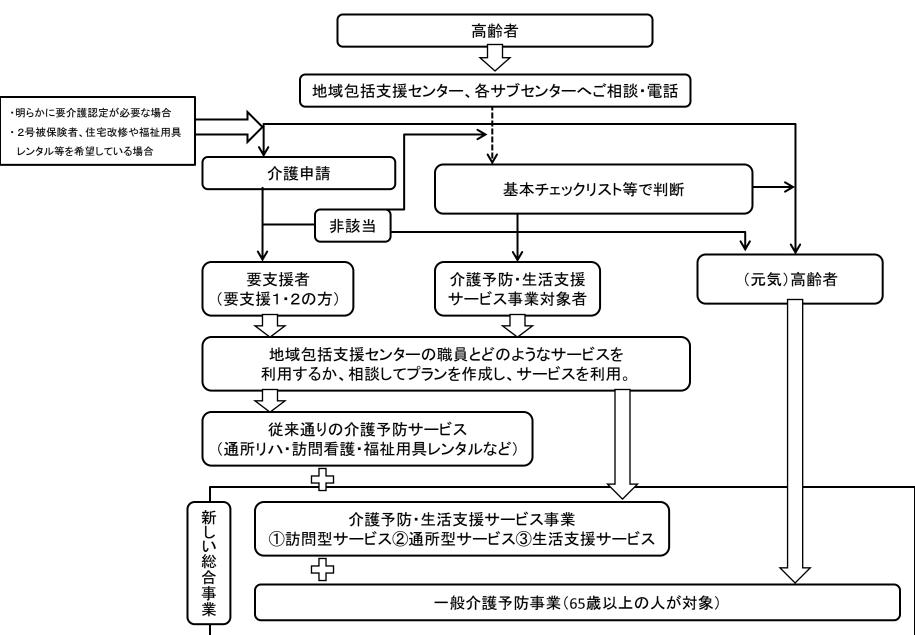
①要支援認定を受けた者

(※要支援1・2)

②基本チェックリスト該当者

(※事業対象者)

### サービス利用までの流れ



## 訪問型サービス

	サービスの種類	考えられる実施 主体	実施方法	実施予定時期
$\Rightarrow$	①訪問介護相当 サービス(現行相当 のサービス)	指定介護予防事 業所(みなし指定)	事業者指定	H28.10~
	②訪問型サービス A (緩和した基準に よるサービス)	指定介護予防事 業所(みなし指定) 民間事業所等	事業者指定 委託	H29.4~
	③訪問型サービス B (住民主体による サービス)	ボランティア団体 等	補助・助成	検討中
	④訪問型サービス C (短期集中予防 サービス)	市 保健・医療の専門 職	直接	H29.4~

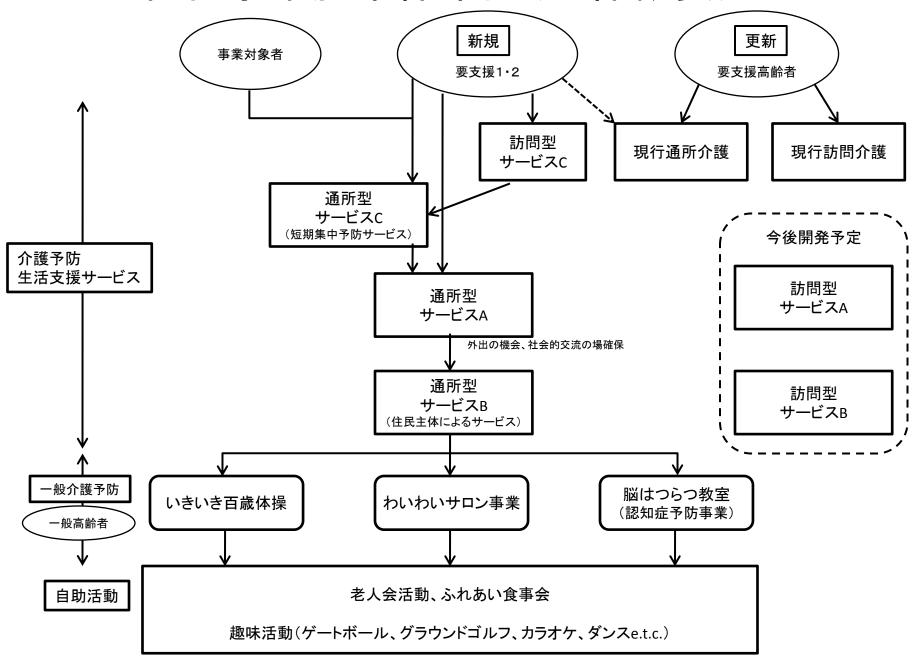
※これは、現段階での西海市の案であり、今後変更の可能性があります。

## 通所型サービス

サービスの種類	考えられる実施 主体	実施方法	実施予定時期
①通所介護相当 サービス (現行相 当のサービス)	指定介護予防事 業所(みなし指定)	事業者指定	H28.10~
②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)	指定介護予防事 業所(みなし指定) 民間事業所等	事業者指定 委託	H29.4~
③通所型サービス B (住民主体による サービス)	ボランティア団体 等	補助・助成	H29.4~
<ul><li>④通所型サービス</li><li>C (短期集中予防サービス)</li></ul>	指定介護予防事 業所(みなし指定) 民間事業所等	委託	H29.4~

※これは、現段階での西海市の案であり、今後変更の可能性があります。

#### 総合事業施策体系図(全体概要)



## 通所型サービスC (短期集中予防サービス)

〇ケアマネジメントの結果、以下のような支援が必要なケース

(例)

- ・退院直後で、短期集中的に自立支援に向けた専門的なサービスが必要な者
- ・体力の改善に向けた支援が必要な者
- ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース
- ※4~6ヵ月に短期間で行う。

# 通所型サービスC(買い物リハビリ倶楽部)

#### (目的)

事業対象者及び要支援者に対して、市内の複合商業施設、その他買い物ができる施設において、 買い物の支援と介護予防に資する運動等を提供 する。

(内容)・自宅から会場までの送迎

- •介護予防に資する運動等
- ・飲食をする際の支援
- ・事業開始時と6ヵ月後(又は参加終了時)における高齢者の身体機能等の評価

- (頻度)週1回
- (実施時間) 3~5時間
- (スタッフ)
- -看護職員 専従1名
- ・介護予防支援スタッフ
  - 対象者 10人まで 専従1名以上、
    - 11人以上 専従2名以上
- 理学療法士又は作業療法士、歯科衛生士、 管理栄養士 月1回 各1名

#### (設備)

- サービスを提供するために必要な場所
- ・必要な設備、備品
- (運営)
- ・個別サービス計画の作成
- ・従事者の清潔の保持、健康状態の管理
- •秘密保持
- •事故発生時の対応
- (ケアプラン)

簡略化したケアマネジメント

#### (委託料 案)

①委託料:介護報酬単価を参考に設定介護予防通所リハビリテーション費

(1)要支援1 1,812単位(1月あたり)

(2)要支援2 3,715単位( " )

②介護予防支援費 430単位(1月につき)

300単位(初回のみ)

上記を参考の上、その他、必要経費を加算し設定する。

(事業者への支払い方法) 事業者へ直接支払い

(利用料) 1回あたり 700円程度

29年度 受託可能な事業所の募集を行います。

市内「通所リハビリテーション」を実施している事業所へ個別に意向をお尋ねします。

## 今後のスケジュール(案)

〇10月 新総合事業開始市民向け周知〇11月末 第2回 事業所説明会

## 総合事業に関する問い合わせ

配付するFAX用紙を用いてお願いします。 1週間以上経過しても返答がない場合は、 電話確認をお願いします。

西海市包括支援センター: 22-0730(FAX) 37-0245(TEL)